

2010年 第3回定例会 9月 一般質問原稿 5番 河野広子

日本共産党の河野広子です。通告にもとづき、分割方式で質問いたします。

1、市民・福祉行政の高齢者対策（高齢者の安否について）

行方のわからなくなったとされる高齢者問題について質問します。

東京都足立区で7月29日、都内の男性で最高齢の111歳の白骨化遺体が見つかった事件から、家族も役所も行方をつかんでいない100歳以上の高齢者の行方不明問題は、...全国で290人を超えるという状況に広がっています。8月27、28日の地元新聞報道でも、「戸籍が残る120歳以上、県内1100人」、大分市でも140人とありました。長寿がこのような悲惨な状態におかれている現状は許されないものです。高齢者を支えて来た地域社会の絆が壊れつつある中で、本来その役割を果たすべき社会保障制度の改悪が繰り返され、「自己責任論」によって高齢者の医療、介護に特別負担が家族に押し付けられています。低年金・無年金が放置される一方、「老老介護」も広がり、家族の力だけでは支えきれません。家族だけで抱え込み、深刻な事態となる事件も数多く発生しています。問題発覚の背景に、日本の社会保障制度の貧しさに対する警鐘と最弱者の悲鳴ではないでしょうか。

所在確認にとどめず、高齢者が安心して住みなれた所で長生きできて、暮らしていけるよう、本当に憲法25条で保障された生存権を実現する社会保障制度にしていく必要があると思います。今回の行方がわからなくなったとされる高齢者問題、高齢者の安否確認など市は、どのような見解なのでしょう、伺います。

大きな社会問題となった教訓から、大分市に暮らす高齢者や家族が、安心できる市政をめざし、どう取り組んでいくのか、あわせて見解を伺います。さらに今回の問題では、戸籍の管理等の行政の責任をどのように考えているのでしょうか、具体的に、戸籍調査の経過や対応、行政の責任についてご見

解をお聞きします。

さらに、調査の対象を 100 歳以上から、「後期高齢者」とされている 75 歳以上に広げて、所在が不明になっている高齢者の実態を明らかにする。行方不明者を住民票からの削除で済ます安易な対応ではなく、原因と結果まで追跡し、行政の責任を果たすこと。形式化している独居高齢者や特に老夫婦のみの世帯への安否確認や見守り事業を充実・改善へ見直す事、以上 3 点について質問します。

2、介護保険の保険料控除について

介護保険料など納税者の所得から控除できるよう改善を求め質問いたします。公的な医療、介護などの保険料は、税の計算のとき所得から控除できます。(社会保険料控除)控除できれば、課税所得が減り、所得税や住民税が安くなります。所得から控除できる社会保険料は、納税者本人の分だけでなく、生計を一つにする家族の分も含みます。ところが、介護保険料は、たとえば妻の年金から「天引き」された介護保険料は、妻が支払ったものとみなされ、実際は夫が負担をしていますが、夫の所得から控除できません。夫が課税されていれば、妻が住民税非課税であっても、介護保険料は非課税世帯よりも高い保険料となっています。収入に比べて高い保険料を「天引き」された上に、控除も出来ないのは、大変な矛盾です。

昨年 8 月末、まだ自民党・公明党の政権のとき、厚労省は、特別徴収・年金天引きされた後期高齢者医療制度と介護保険の保険料は、生計を一つにする配偶者、その他の親族のいずれかが支払ったものとみなして、社会保険料控除の適用を可能とするという内容の控除の改善を打ち出していました。ところが、民主党政権に変わり、同年 10 月末に出し直した税制改正要望では、

この改善策が消えました。

実は、長妻厚生労働大臣も野党のときは、年金天引きの「天引き増税」と批判し 08 年 11 月 19 日、厚生労働委員会でも厳しく改善を求めています。それなのに、政権を取ると容認するというのでしょうか。

後期高齢者医療制度の保険料は、一人ひとりにつけられ、それぞれの年金から天引きされるため、妻の年金から天引きされた保険料を夫の所得から控除できなくなり、大問題になりました。政府は、苦肉の策として年金天引きの代わりに、口座振替でもよいことにしました。妻の保険料を夫の口座振替にすれば、夫の所得から控除できるようになったのです。しかし、介護保険料については、口座振替を認めていません。2011 年の税制改正で民主党政権の姿勢が問われるところです。

まず、介護保険制度上の問題として、福祉保健部に見解を求めます。市民の税を取り扱う立場から財務部へ、介護保険や医療保険など、家族の年金などから天引きされた社会保険料について、実質的に負担している納税者の所得から社会保険料控除ができない現実をどう考えるのか、見解を求めます。市として、国へ改善を強く要望することを申し入れます。見解を求めます。

2、教育行政 廃園する幼稚園の利用について

仮称「のつはる子ども園」として、建設も開始されました。23 年 4 月、開園にあたり、この 9 月議会に提案されている、議第 66 号大分市立幼稚園条例の一部改正で、大分市野津原幼稚園の位置変更ならびに中央幼稚園、西部ならびに、今市幼稚園の廃止にともなって質問いたします。

まず、今市幼稚園ですが、平成 17 年度末まで使用後、現在まで 5 年間休園になっています。5 年間未使用で、この間の管理問題と閉園後の利用について

どう対応を考えているのか質問します。今市地域は、小学校も休校中で、市内の中でも少子・高齢化の象徴される地域です。跡地の取り扱いについては、地域で目的を変えて利用してもらうことや、財産処理で払下げ、売却等どのように考えているのでしょうか、見解を求めます。

野津原東部校区の野津原幼稚園の園舎、跡地問題についても、同じく見解を、お聞きいたします。

管理についてですが、今市幼稚園や小学校に子どもたちが通っている時は、まだプールの活用などで、一定の除草など管理されていたと思います。旧今市小学校校舎の跡地、当時の校庭は、幼稚園と同じ敷地内です。休校中の今市小学校校舎と小学校周囲等、特にグラウンドや講堂として使用していた健康増進センターの周囲も雑草など、子どもたちが居なくなって、荒れ放題といっても過言ではありません。もし、火災が起きたらと周辺住民も大変心配しています。周辺地域の安全面から早急な整備を求めます。これまでの対応も含めて見解を求めます。

3、環境行政

産業廃棄物最終処分場問題

中戸次大谷地区の産廃建設計画で市の姿勢について

この間も、中戸次地区産業廃棄物処理場等の建設をめぐり、建設反対の住民運動は発展、広がりは大きくなっています。

8月6日の地元紙で、8月5日、門前地区公民館で業者から計画の説明を受けた。住民からは反対する意見が相次いだ。業者側は反対しても、「処分場は必要。やめる気持ちはない」と報道されていました。「6月、市議会が採択した建設反対の請願についてどう考えるのか」という質問も出て、業者側

は「請願については真摯に受け止めるが、市議会には設置について許認可権限はない」などと言い切っているようです。市としては、市議会が採択した請願についてどう受け止めているのでしょうか、見解を求めます。

建設反対戸次地区実行委員会より、市に対して公開質問状が、出されているようですが、どのような内容の回答になっているのでしょうか、あわせて質問します。

最近、地元の実行委員会役員の方々に、これまでの運動の経過や今後の活動の方向、取り組み等についてのお考えを、伺うことができました。役員の方たちみなさん、異口同音、率直に建設反対、「断固阻止」。「造らせたら終わり、既に操業されている産廃場の結果を見てもあきらか」、だとの揺るがぬ態度を受け止めたところです。

市内きっての野菜の生産地、大分市民の台所となっている農業振興地区戸次に水や土地を汚染させる恐れのある処分場は絶対につくらせてはいけないという、姿勢と立場に市も立って欲しいと考えています。簡易水道・井戸水など関係地域住民が飲料水等として取水利用し、大野川へ流れ込む重要な水源地域です。鮎も育む自然環境や、市民生活環境保全からみても、建設されれば環境は壊されるのは必然です。環境保全について市の見解を求めます。

隣の由布市では、昨年からの短期間の取り組み、運動の盛り上がりで、今年4月23日には、開発業者が県に提出していた事前協議書を取り下げて計画を断念させました。由布市の教訓は、地域住民総力を挙げた運動の力で、由布市行政自らが、建設させない姿勢を貫いた、まさに住民と行政が一体となって取り組んだ成果であります。大分市としても市民の立場に立つべきと考え、由布市行政の取り組みについて、見解を求めます。

これまで市として、産業廃棄物最終処分場建設計画について、市の指導要

綱による事前審査の段階で、業者に指導や助言、要望等で、市民的努力をされている事は、大変評価をしています。それは私自身が、旧野津原町時代、舟平の産廃場をめぐる長い裁判闘争の元で、「県」の姿勢と対応との比較で、特段の差があることを実感しているからです。数多くの産廃場建設計画が持ち上がってくる元で、関係する住民の声と願いに応え、生活環境、自然環境保全にしっかりと立つには、限界に到達しました。青森市では、「日本一おいしい水」をまもるために、水源地域には立地に規制をかける市独自の条例を平成14年3月に制定しています。見解を求めます。

次に、舟平亀柳機動建設の産廃場について、あらたな管理型のその後の動きについてうかがいます。安定型処分場から流し出される水質や硫化水素ガス発生の状況についても現状をお聞きいたします。

市民の水道水源、大分川支流の水源地域に建設された舟平の産廃場のこれ以上の拡大は到底認められません。以上申し上げて質問と致します。